＜使用開始日＞
2013年7月20日

野村原油先物投信(通貨選択型)
毎月分配型/年2回決算型

野村原油先物投信(豪ドルコース)毎月分配型／年2回決算型
野村原油先物投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型／年2回決算型
野村原油先物投信(南アフリカランドコース)毎月分配型／年2回決算型
追加型投信　海外　その他資産（商品）

野村原油先物投信(マネープールファンド)年2回決算型
追加型投信　国内　債券

【投資信託説明書（交付目論見書)】

＜委託会社＞ **野村アセットマネジメント株式会社** ［ファンドの運用の指図を行なう者］
■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第373号　■設立年月日：昭和34年(1959年)12月1日
■資本金：171億円(平成25年5月末現在)　■運用する投資信託財産の合計純資産総額：19兆1958億円(平成25年4月30日現在)
＜受託会社＞ **三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社** （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
［ファンドの財産の保管および管理を行なう者］

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行なう野村原油先物投信(通貨選択型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年7月19日に関東財務局長に提出しており、平成25年7月20日にその効力が生じております。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先　野村アセットマネジメント株式会社
★サポートダイヤル★　0120−753104
＜受付時間＞営業日の午前9時～午後5時
★ホームページ★
http://www.nomura-am.co.jp/
★携帯サイト★（基準価額等）
http://www.nomura-am.co.jp/mobile/

ファンド名		商品分類		
		単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
豪ドルコース ブラジルレアルコース 南アフリカランドコース	（毎月分配型）/（年2回決算型）	追加型	海外	その他資産（商品）
マネープールファンド	（年2回決算型）		国内	債券

ファンド名		属性区分				
		投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
豪ドルコース ブラジルレアルコース 南アフリカランドコース	（毎月分配型）	その他資産（投資信託証券（商品先物））	年12回（毎月）	日本 北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
豪ドルコース ブラジルレアルコース 南アフリカランドコース	（年2回決算型）		年2回			
マネープールファンド	（年2回決算型）	その他資産（投資信託証券（債券 一般））		日本	ファミリーファンド	―

＊ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧頂けます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

●各コース （マネープールファンドを除く3つのコースを総称して「各コース」といいます。）
米国の原油先物価格のトレンドを概ね捉えるとともに各コースで定められた通貨（豪ドルコースは豪ドル、ブラジルレアルコースはブラジルレアル、南アフリカランドコースは南アフリカランド）への投資効果を追求することを目的として運用を行ないます。

●マネープールファンド
安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの特色

■主要投資対象

●各コース
米ドル建ての短期公社債等の短期有価証券を実質的な主要投資対象※とし、米国の原油先物取引等を実質的な主要取引対象※とします。
※「実質的な主要投資（取引）対象」とは、外国投資信託や「野村マネーポートフォリオ　マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資（取引）対象という意味です。

●マネープールファンド
円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象※とします。
※「実質的な主要投資対象」とは、「野村マネーポートフォリオ　マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■投資方針

「野村原油先物投信（通貨選択型）」は、投資する外国投資信託において為替取引手法の異なる3つのコース（豪ドルコース、ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース（各コースには「毎月分配型」、「年2回決算型」があります。））およびマネープールファンド（年2回決算型）の7本のファンドから構成されています。

●各コース
◆円建ての外国投資信託「ノムラ・コモディティ・トラストーオイル・フューチャー・ファンド」および国内投資信託「野村マネーポートフォリオ　マザーファンド」を投資対象とします。
・「ノムラ・コモディティ・トラストーオイル・フューチャー・ファンド」には、為替取引手法の異なる3つのクラスがあります。

各コース	各コースが投資対象とする外国投資信託の為替取引手法
豪ドルコース （毎月分配型）／（年2回決算型）	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、豪ドルを買う為替取引を行ないます。
ブラジルレアルコース （毎月分配型）／（年2回決算型）	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、ブラジルレアルを買う為替取引を行ないます。
南アフリカランドコース （毎月分配型）／（年2回決算型）	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、南アフリカランドを買う為替取引を行ないます。

◆通常の状況においては、「ノムラ・コモディティ・トラストーオイル・フューチャー・ファンド」への投資を中心とします※が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
※通常の状況においては、「ノムラ・コモディティ・トラストーオイル・フューチャー・ファンド」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■当ファンドの収益のイメージ■

●当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。

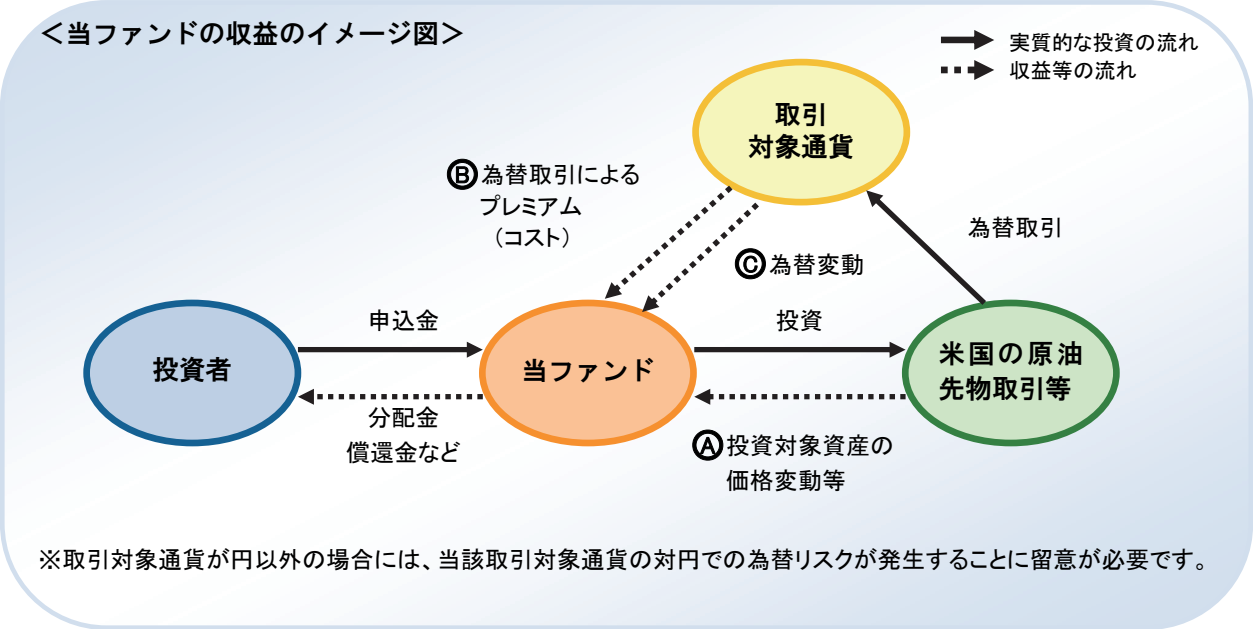

●各コースの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。（括弧内は、損失やコストの発生要因を表します。）

◆豪ドルコース、ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース

収益の源泉	＝	Ⓐ 投資対象資産の利子・配当等収入 値上がり（値下がり）	＋	Ⓑ 為替取引による プレミアム（コスト）	＋	Ⓒ 為替差益（差損）

収益を得られるケース	米国の原油先物価格の上昇※1	・取引対象通貨の短期金利 ＞ 米ドルの短期金利 プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	・円に対して取引対象通貨高 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	米国の原油先物価格の下落※1	コスト（金利差相当分の費用）の発生 ・取引対象通貨の短期金利 ＜ 米ドルの短期金利	為替差損の発生 ・円に対して取引対象通貨安

※1　後述の「投資リスク」中の、「基準価額の変動要因」（特に「原油先物の価格変動リスク」、「取引先リスク」）もご覧ください。
※取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム／コストに短期金利差がそのまま反映されない場合があります。
※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

・ 各コースはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

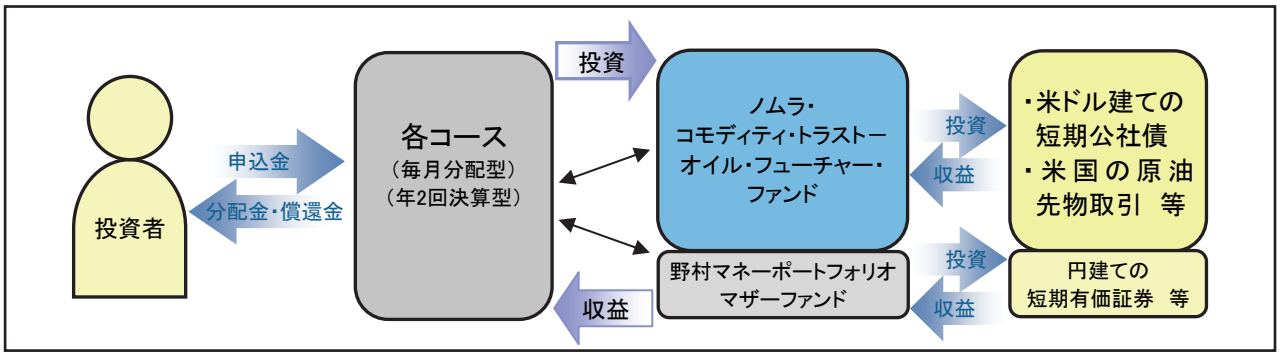

●マネープールファンド

・「野村マネーポートフォリオ　マザーファンド」への投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
・ ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

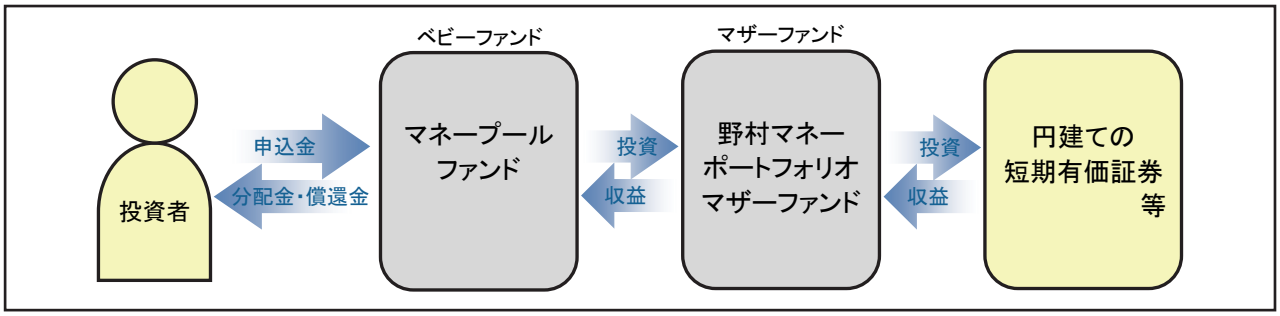

■スイッチング

「野村原油先物投信（通貨選択型）」を構成する「毎月分配型」のファンド間および「年2回決算型」のファンド間でスイッチングができます。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

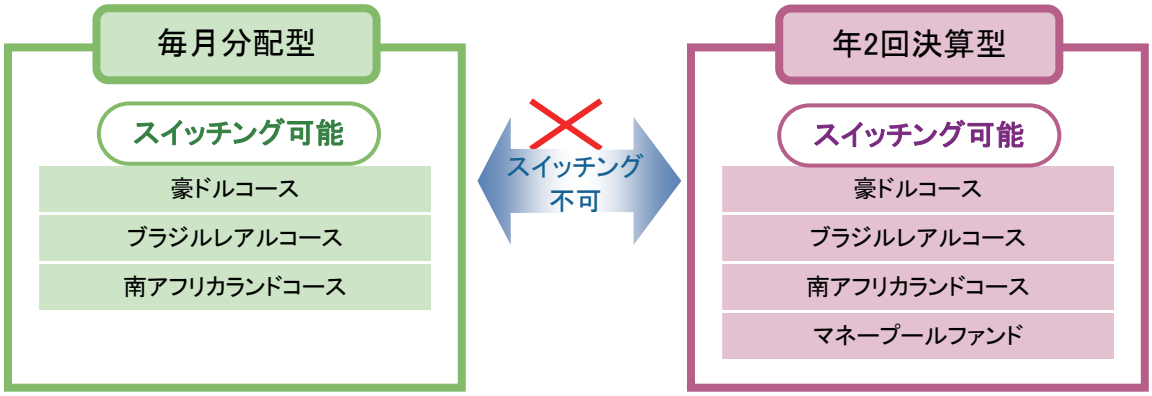

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■各コースが投資対象とする外国投資信託の概要

ノムラ・コモディティ・トラストーオイル・フューチャー・ファンド（クラスAUD、クラスBRL、クラスZAR）

（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象（主要取引対象）	・米ドル建ての短期公社債等の短期有価証券 ・米国の原油を対象とした先物取引等のデリバティブ取引等（以下「米国の原油先物取引等」）
投資方針	・米ドル建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とし、米国の原油先物取引等を主要取引対象とし、米国の原油先物価格のトレンドを概ね捉えるとともに各クラスで定められた通貨への投資効果を追求することを目的として運用を行ないます。 ・米国の原油先物に対する実質的なエクスポージャーを、原則として純資産総額の90%～110%の範囲に保つことを目指します。 ・ファンドには 3 つのクラス（クラス AUD、クラス BRL、クラス ZAR）があり、クラスごとに、米ドル建て資産について、原則として、米ドルを売り、各クラスの通貨を買う為替取引を行なうことで、各通貨への投資効果を追求します。
主な投資制限	・現物の商品の売買は行ないません。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社および共同投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	当初設定日（平成21年8月3日）より3年経過後において、全クラスの合計の純資産残高が50億円を下回った場合にはファンドを、各クラスの純資産残高が50億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。
＜主な関係法人＞	
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	インベステック・アセット・マネジメント・リミテッド
共同投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
＜管理報酬等＞	
信託報酬	純資産総額の0.36%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物取引等のデリバティブ取引等に要する費用、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 ファンドの設立に係る費用（5年を超えない期間にわたり償却）。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

■「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

■主な投資制限

●各コース

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

●マネープールファンド

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

■分配の方針

●毎月分配型

原則、毎月25日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。また、毎年4月および10月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

※「原則として、配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。

●年2回決算型

原則、毎年4月および10月の25日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。

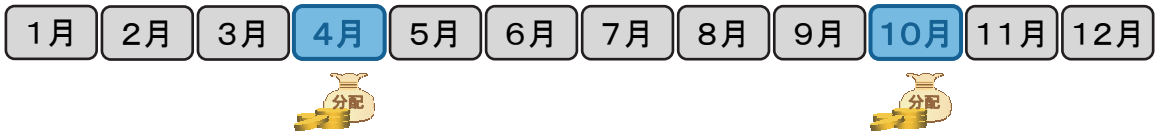

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■分配金に関する留意点■

●**分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。**

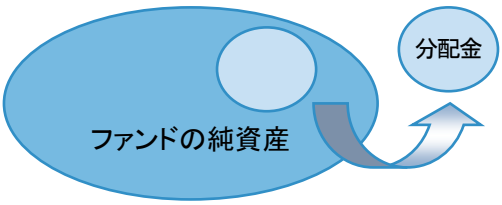

●**ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。**

・**計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。**

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

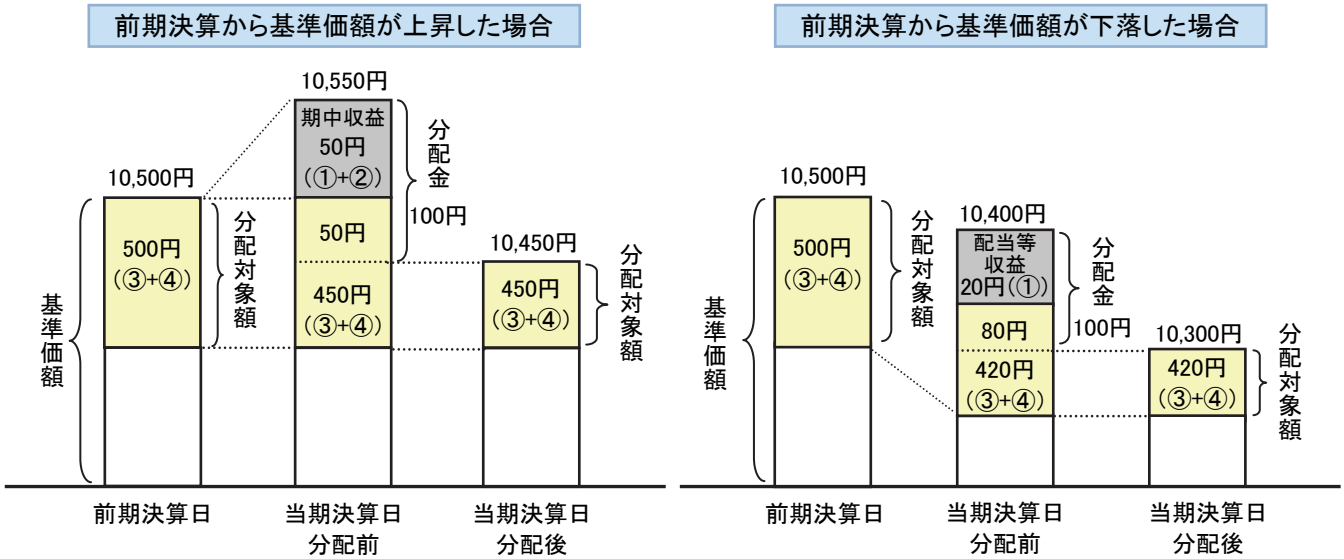

●**投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。**

◇普通分配金 ・・・ 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

◇元本払戻金（特別分配金） ・・・ 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

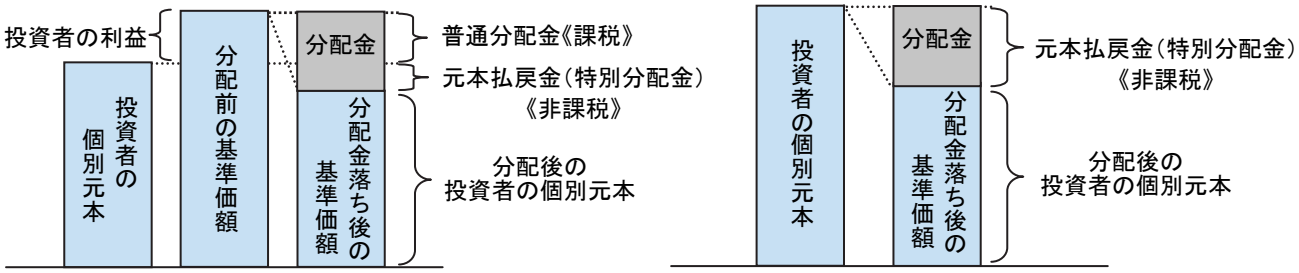

※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。
（注）普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**
したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

●各コース

原油先物の価格変動リスク	ファンドは投資対象である外国投資信託を通じて原油先物取引等を利用しますので、原油先物の取引価格の変動により、ファンドの基準価額は変動します。特に原油先物市場は、流動性の低下、投機家の参入、政府の規制・介入等によって、原油先物の取引価格が著しく不安定となり、ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。
為替変動リスク	各コースは、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として米ドルを売り、各コースの通貨を買う為替取引を行ないますので、各コースの通貨の対円での為替変動の影響を受けます。ただし、外国投資信託の組入資産の額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないため、期待した投資効果が得られない場合があります。その場合、米ドルの対円での為替変動の影響も受けることとなります。 一部のコースが対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。 また、各コースの通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。
取引先リスク	ファンドは投資対象とする外国投資信託を通じてデリバティブ取引等を利用しますので、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）があります。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

●マネープールファンド

債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●各コースは、主に以下の要因等により、米国の原油先物価格のトレンドを捉えられない場合があります。

- 設定当初、ポートフォリオの構築に一定の日数を要する場合
- 設定・解約等による資金の流出入から、実際に原油先物取引を行なうまでのタイミングのずれ
- 市場の大幅な変動や流動性の低下等により、原油先物取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合
- 原油先物取引において、業者間の取引所外取引を利用した場合
- 原油先物取引のロールオーバー時の限月間の価格差（スプレッド）による影響
- その他売買手数料等

また、設定・解約等による資金の流出入から、実際に為替に関する取引を行なうまでのタイミングのずれ等により、各コースで定められた通貨への投資効果を的確に得られない場合があります。

●各ファンド（マネープールファンドを除く）が各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなった場合は、当該ファンドを繰上償還させます。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●各コースに関する留意点

・外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF※（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いる場合があります。

NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があり、その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引に関して、将来、国際的に規制の強化等が予定されています。ファンドが投資対象とする外国投資信託が原則として活用するNDFが当該規制強化等の対象取引となり、かつ、当該取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合、当該現金等を資産の一部として追加的に保有することとなります。その場合、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 （2013年5月31日現在）

基準価額・純資産の推移

（日次：設定来）

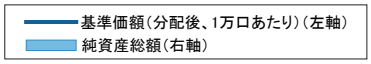

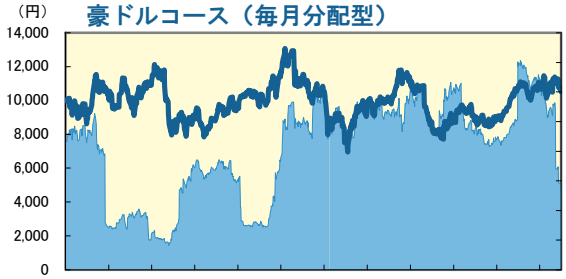

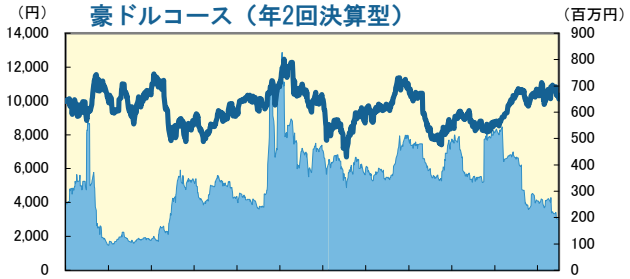

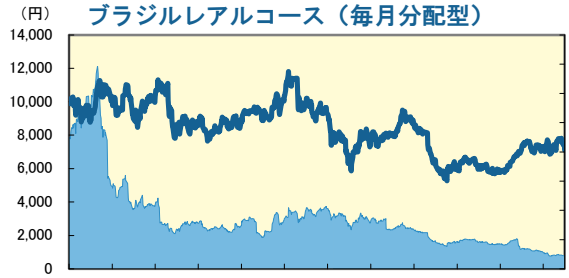

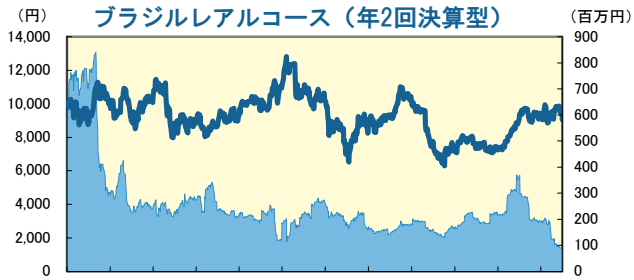

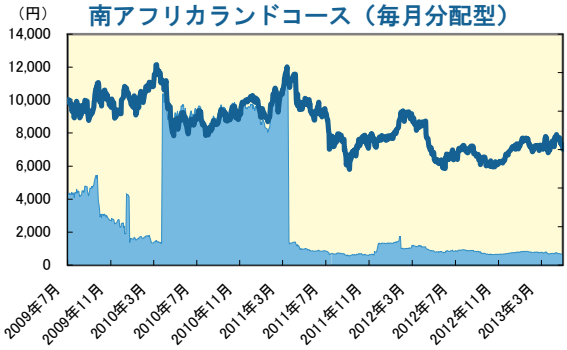

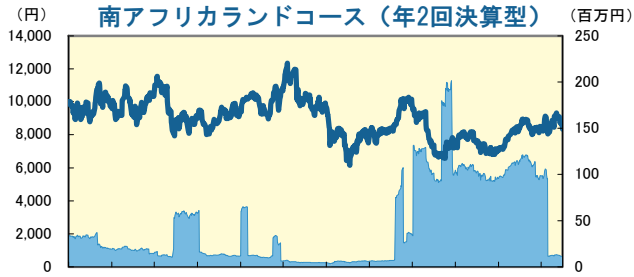

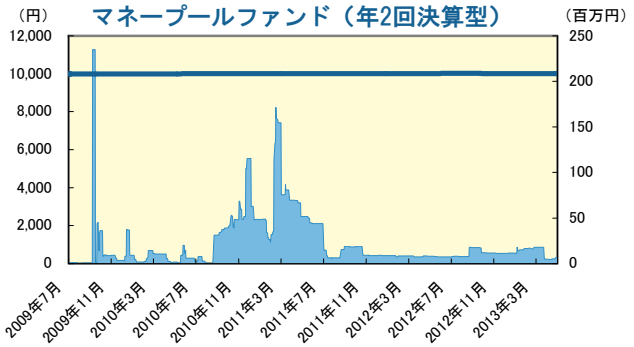

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

＜毎月分配型＞

	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	南アフリカランドコース
2013年5月	10 円	50 円	30 円
2013年4月	10 円	50 円	30 円
2013年3月	10 円	50 円	30 円
2013年2月	10 円	50 円	30 円
2013年1月	10 円	50 円	30 円
直近1年間累計	120 円	600 円	360 円
設定来累計	450 円	2,250 円	1,350 円

＜年2回決算型＞

	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	南アフリカランドコース	マネープールファンド
2013年4月	10 円	0 円	0 円	0 円
2012年10月	0 円	0 円	0 円	10 円
2012年4月	10 円	0 円	0 円	0 円
2011年10月	0 円	0 円	0 円	0 円
2011年4月	10 円	10 円	10 円	0 円
設定来累計	50 円	30 円	30 円	10 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率

＜豪ドルコース＞

順位	銘柄	種類	投資比率（%）	
			毎月分配型	年2回決算型
1	ノムラ・コモディティ・トラストーオイル・フューチャー・ファンドークラスAUD	投資信託受益証券	97.9	98.0
2	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド	投資信託受益証券	0.1	0.1

＜ブラジルレアルコース＞

順位	銘柄	種類	投資比率（%）	
			毎月分配型	年2回決算型
1	ノムラ・コモディティ・トラストーオイル・フューチャー・ファンドークラスBRL	投資信託受益証券	97.9	97.9
2	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド	投資信託受益証券	0.0	0.1

＜南アフリカランドコース＞

順位	銘柄	種類	投資比率（%）	
			毎月分配型	年2回決算型
1	ノムラ・コモディティ・トラストーオイル・フューチャー・ファンドークラスZAR	投資信託受益証券	97.6	96.3
2	野村マネーポートフォリオ　マザーファンド	投資信託受益証券	0.1	0.9

マネープールファンド（年2回決算型）

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	国庫債券　利付（2年）第305回	国債証券	2.1
2	国庫短期証券　第348回	国債証券	2.1
3	国庫短期証券　第350回	国債証券	2.1
4	国庫短期証券　第354回	国債証券	2.1
5	国庫短期証券　第355回	国債証券	2.1
6	国庫短期証券　第356回	国債証券	2.1
7	国庫短期証券　第359回	国債証券	2.1
8	国庫短期証券　第361回	国債証券	2.1
9	国庫短期証券　第362回	国債証券	2.1
10	国庫短期証券　第363回	国債証券	2.1

年間収益率の推移

（暦年ベース）

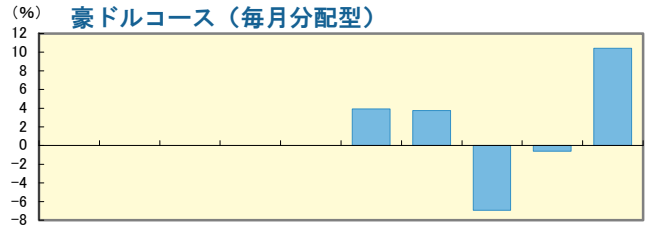

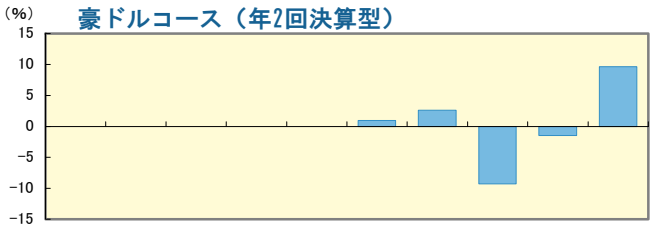

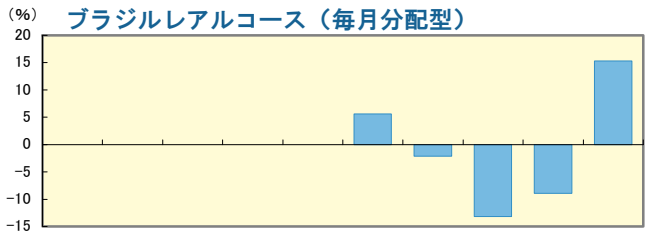

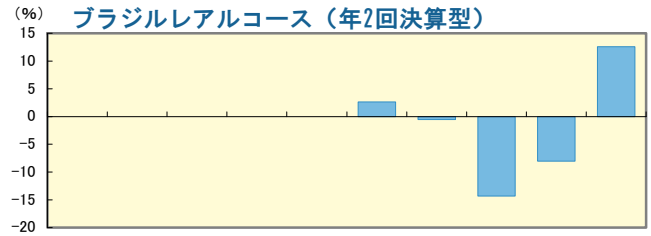

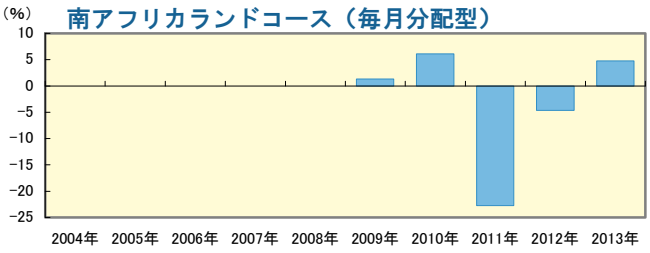

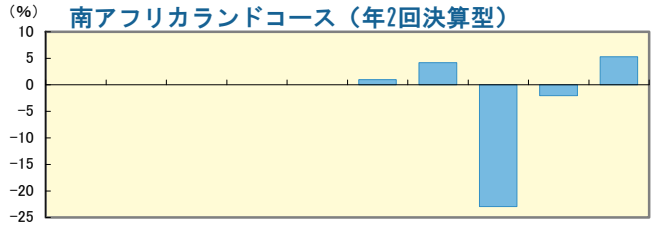

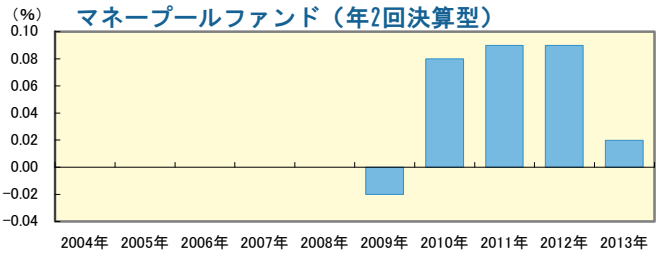

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2009年は設定日（2009年7月31日）から年末までの収益率。
・2013年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位 なお、マネープールファンドは、年2回決算型の他のファンドからのスイッチング以外による購入はできません。
購入価額	購入申込日の翌々営業日の基準価額 （ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）
購入代金	原則、購入申込日から起算して6営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換金単位	1万口単位、1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌々営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成25年7月20日から平成26年7月17日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	・各コース 1日1件10億円を超える換金は行なえません。 ※上記のほか、各コースおよびマネープールファンドにおいて換金制限を設ける場合があります。
スイッチング	「毎月分配型」のファンド間および「年2回決算型」のファンド間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 （販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）
申込不可日	各コースは、販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合または12月24日である場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・ニューヨーク・マーカンタイル取引所　・ニューヨークの銀行　・ロンドン証券取引所 ・ロンドンの銀行　・ルクセンブルグの銀行
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	平成26年10月27日まで （平成21年7月31日設定）
繰上償還	・各コース その主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。 また、やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。 ・マネープールファンド マネープールファンド以外の年2回決算型の全てのファンドが存続しないこととなる場合は、償還となります。 また、やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。

決算日	毎月分配型 ： 原則、毎月25日（休業日の場合は翌営業日） 年2回決算型 ： 原則、毎年4月および10月の25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎月分配型 ： 年12回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能） 年2回決算型 ： 年2回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）
信託金の限度額	各ファンドにつき、3000億円
公告	原則、http://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。
運用報告書	4月、10月のファンドの決算時、償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降） 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

●各コース

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 （詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。）
信託財産留保額	ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

ファンドの純資産総額		500億円以下の部分	500億円超の部分
信託報酬率		年1.239%（税抜年1.18%）	
配分（税抜）	委託会社	年0.45%	年0.46%
	販売会社	年0.70%	年0.70%
	受託会社	年0.03%	年0.02%
投資対象とする外国投資信託の信託報酬率		年0.36%	
実質的な負担※		年1.599% 程度 （税込）	

※各コースのファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・ファンドに関する租税、監査費用　　等

●マネープールファンド

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません
信託財産留保額	ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率およびその配分については、「コールレート」に応じて下記の通りとします。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ファンドに関する租税、監査費用　　等

コールレート		0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率		年0.1575% （税抜年0.15%）以内	年0.3150% （税抜年0.30%）	年0.5775% （税抜年0.55%）
配分（税抜）	委託会社	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%
	販売会社	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%
	受託会社	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%

※平成25年7月19日現在の信託報酬率は年0.021%（税抜年0.02%）となっております。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金（解約）時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10.147%

＊上記は平成25年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
なお、平成26年1月1日以降は、20.315%となる予定です。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊法人の場合は上記とは異なります。

＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

●ファンドの名称について

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称等で記載する場合があります。

	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	野村原油先物投信 （豪ドルコース）毎月分配型	野村原油先物投信 （豪ドルコース）年2回決算型
略称等	豪ドルコース（毎月分配型）	豪ドルコース（年2回決算型）
	原油先物投信　豪ドルコース　毎月	原油先物投信　豪ドルコース　年2回
	豪ドルコース	
正式名称	野村原油先物投信 （ブラジルレアルコース）毎月分配型	野村原油先物投信 （ブラジルレアルコース）年2回決算型
略称等	ブラジルレアルコース（毎月分配型）	ブラジルレアルコース（年2回決算型）
	原油先物投信　レアルコース　毎月	原油先物投信　レアルコース　年2回
	ブラジルレアルコース	
正式名称	野村原油先物投信 （南アフリカランドコース）毎月分配型	野村原油先物投信 （南アフリカランドコース）年2回決算型
略称等	南アフリカランドコース（毎月分配型）	南アフリカランドコース（年2回決算型）
	原油先物投信　ランドコース　毎月	原油先物投信　ランドコース　年2回
	南アフリカランドコース	

	年2回決算型
正式名称	野村原油先物投信（マネープールファンド）年2回決算型
略称等	マネープールファンド（年2回決算型）
	原油先物投信　マネーコース
	マネープールファンド

なお、全てのファンドを総称して「野村原油先物投信（通貨選択型）」という場合があります。また、「毎月分配型」の各ファンドを総称して「毎月分配型」、「年2回決算型」の各ファンドを総称して「年2回決算型」という場合があります。

MEMO

（当ページは目論見書の内容ではございません。）

MEMO

（当ページは目論見書の内容ではございません。）

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

「野村原油先物投信（通貨選択型）」の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入申込日の翌々営業日の基準価額に、以下の手数料率を乗じた額とします。

（購入時手数料＝購入口数×基準価額×手数料率）

購入口数	手数料率
一律	3.15%（税抜 3.00%）

◆マネープールファンド以外の各ファンドへのスイッチングは、1.575%（税抜 1.5%）とします。
◆各ファンドからマネープールファンドへのスイッチングは、無手数料とします。
◆収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
◆野村證券株式会社における購入単位は、以下の通りとなります。
　自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース):1 万円以上 1 円単位

【金額指定でご購入の場合の手数料（例）】

例えば、100 万円の金額指定で購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から購入時手数料(税込)を頂戴しますので、100 万円全額が当該投資信託への投資に充当されるものではありません。

詳しくは野村證券窓口にお問い合わせ下さい。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預かりした上で、お受けいたします。
- 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。
なお、お取引についてのトラブル等は、以下のＡＤＲ（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号　０１２０－６４－５００５（フリーダイヤル）

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンド（「マネープールファンド」を除く）は、主に商品先物取引に実質的に投資を行いますので、商品先物取引固有の要因により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。
「マネープールファンド」は、主に国内債券を投資対象としますので、金利変動による組入債券の価格下落や組入債券の発行体の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

32540091